

日野町障害福祉計画

(第3期)



睡眠キャンペーンキャラクター「スーミン」

平成24年4月

鳥取県日野町

目 次

第1章 計画の概要	2
1 計画の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 計画の対象	4
5 計画の策定体制	4
第2章 障がい者の現状	5
1 人口の推移	5
2 身体障がい	6
3 知的障がい	8
4 発達障がい	8
5 精神障がい	9
第3章 計画の基本的な考え方	10
1 基本理念	10
2 基本方針	10
第4章 具体的施策の内容	13
1 地域支援体制の推進	13
2 障害福祉サービス等の推進	15
第5章 計画の推進体制	27
1 町民参画の推進	27
2 人材の確保	27
3 関係機関における連携	27
第6章 資料編	30
1 協議体制	30
2 用語説明	31

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

近年、高齢化の進行に伴い、内部障がい及び聴覚障がいなどの増加や、ストレスを要因とした精神障がい等の増加がみられます。また、障がいの重度化・重複化なども進行しており、それに伴って福祉ニーズは多様化しています。

平成14年度には、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現を目指した新たな障害者基本計画が策定されました。

平成15年度には、障害福祉サービスを従来の措置から利用者の選択による契約に改め、障がい者の自己決定を重視した支援費制度が始まり、サービス提供体制が拡充されました。

平成17年4月からは、発達障害者支援法が施行され、自閉症等の発達障がいの定義と法的な位置付けが明確に示され、支援の充実が図られているところです。

平成18年4月からは、3障害の制度の一元化と市町村を基本とする仕組みへの統一、地域生活移行や就労支援等の強化を基本理念とした障害者自立支援法が施行されました。この法律は、障がい者がその適性を活かして能力を発揮し、住み慣れた地域で必要な支援を受けながら自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現を目指したものです。

このような中で、本町は、障がい者が安心して暮らすことができるよう、福祉・保健・医療の各種サービスや生活環境を充実させ、就学・就労支援を促進し、障がいの有無に関わらず互いに支えあい助けあうことのできるまちづくりを進めるため、「日野町障害福祉計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

この計画は、「障害者基本法」に基づく障がい者のための施策に関する基本的な計画である市町村障害者計画と、「障害者自立支援法」に基づく障害福祉サービスの種類ごとの必要量の見込み、見込量確保のための方策等の計画である障害福祉計画の2計画を一体的な計画として策定するものです。

国の「障害者基本計画」、県の「鳥取県障害者計画」との整合性を図り、関連する各種計画と連動しながら本町における障がい者施策に関する基本的な指針とします。

日野町障害者計画

■障害者基本法

○障がい者の施策に関し、基本的な事項を定める。

日野町障害福祉計画

■障害者自立支援法

○障害福祉サービス等の見込量確保に関する行動計画

○第1期：平成19～20年度

第2期：平成21～23年度

第3期：平成24～26年度

○各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要量の見込み、確保の方策

3 計画の期間

障害者自立支援法の規定に基づき障害福祉計画の期間を平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

障害者基本法に基づく障害者計画については、計画の期間の規定はありませんが、障害福祉計画との調和を保たなければならないことから、障害福祉計画に合わせ平成26年度に見直しを行います。

4 計画の対象

この計画は、人は誰もが障がいをもつ可能性があること、障がいの有無に関わらず互いに支えあい助けあうことのできるまちづくりを目指すことから、全ての町民を対象とします。直接的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人、難病の人、発達障がい（自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど）のある人を「障がい者」として計画の対象とします。

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、障がい者の声を拾い上げ、意見・要望等を反映させるため県及び障がい者団体の代表、町内の障害福祉サービス提供事業者の代表、福祉・医療・教育関係者及び西部自立支援協議会委員により構成する「日野町障害福祉計画策定委員」により協議を行い、施策、事業の有効性の検証、点検及び評価を行います。

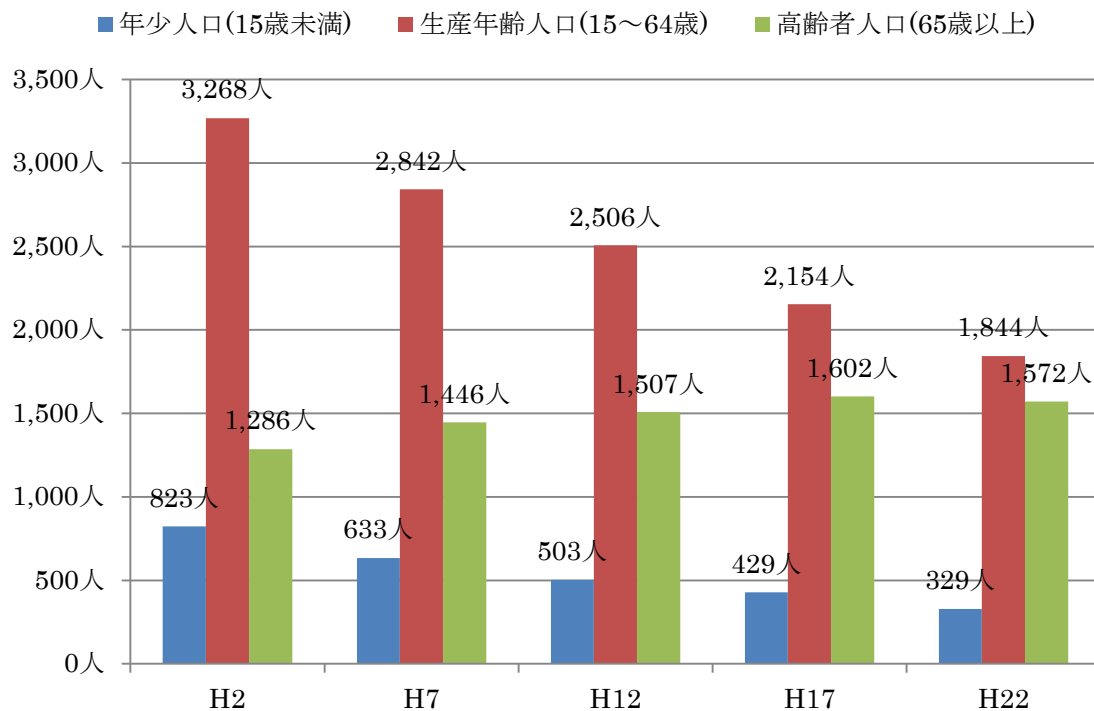
また、障がい者が地域社会で自立して生活できるよう、制度の充実や財政支援について、国並びに県に要望していきます。

第2章 障がい者の現状

1 人口の推移

総人口は年々減少し、国勢調査による平成22年度の総人口は3,745人となっています。特に、年少人口及び生産年齢人口が大きく減少しており、少子高齢化が急激に進行しています。

■人口の推移

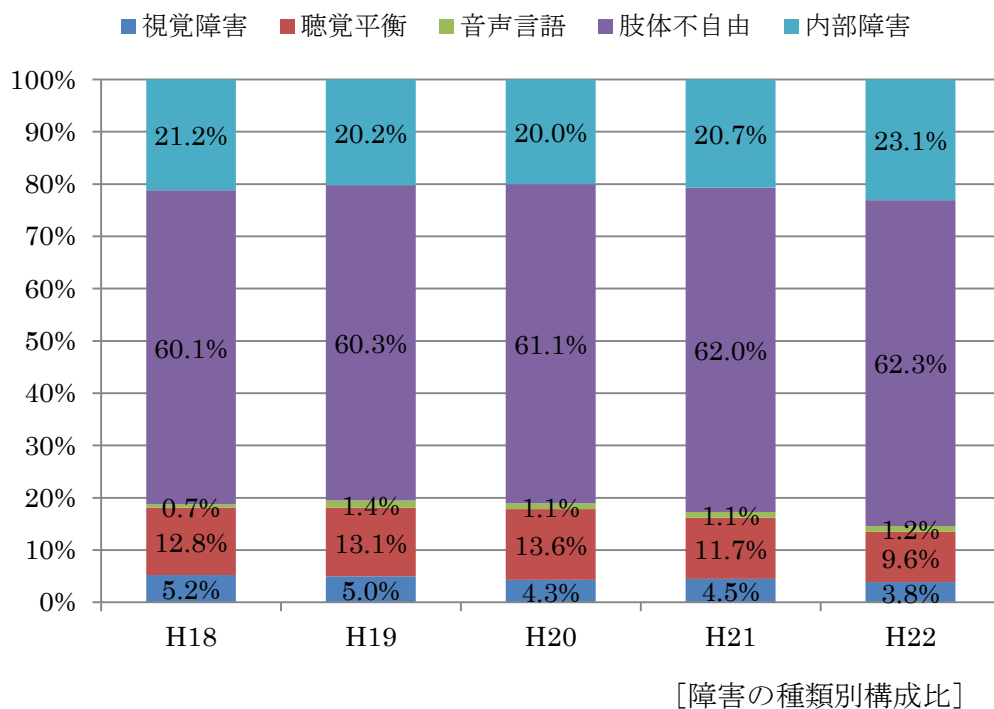
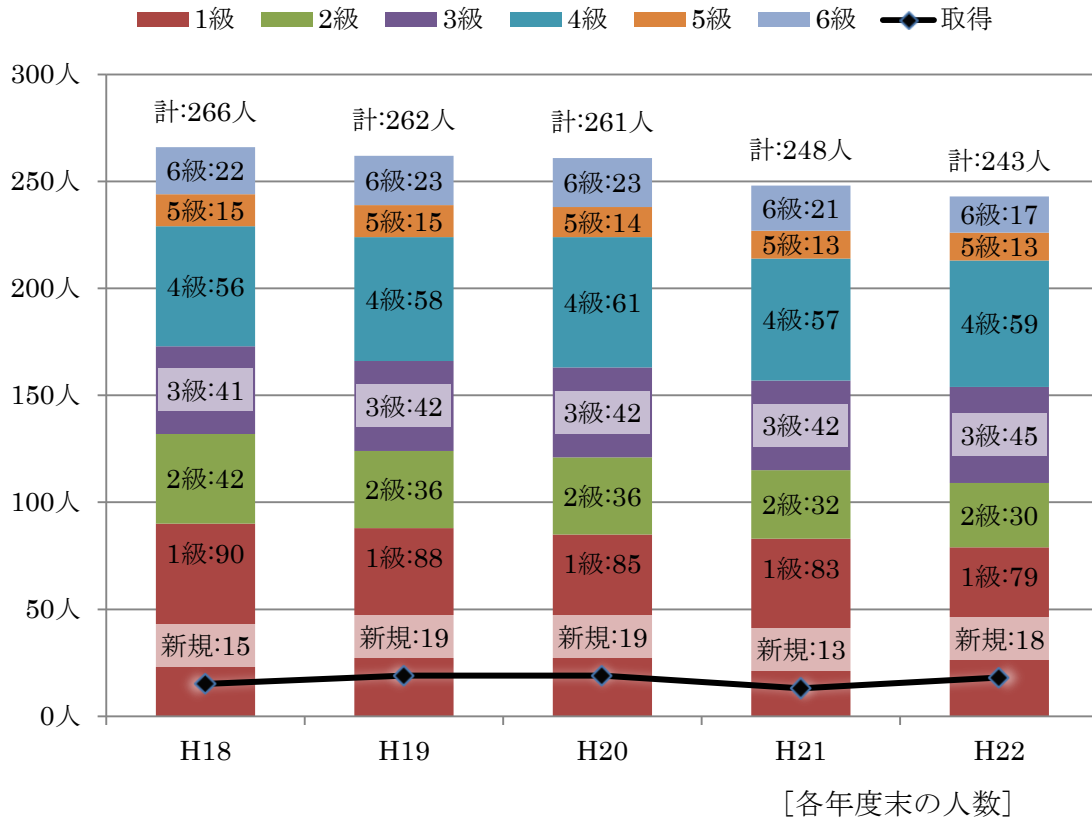


資料：国勢調査

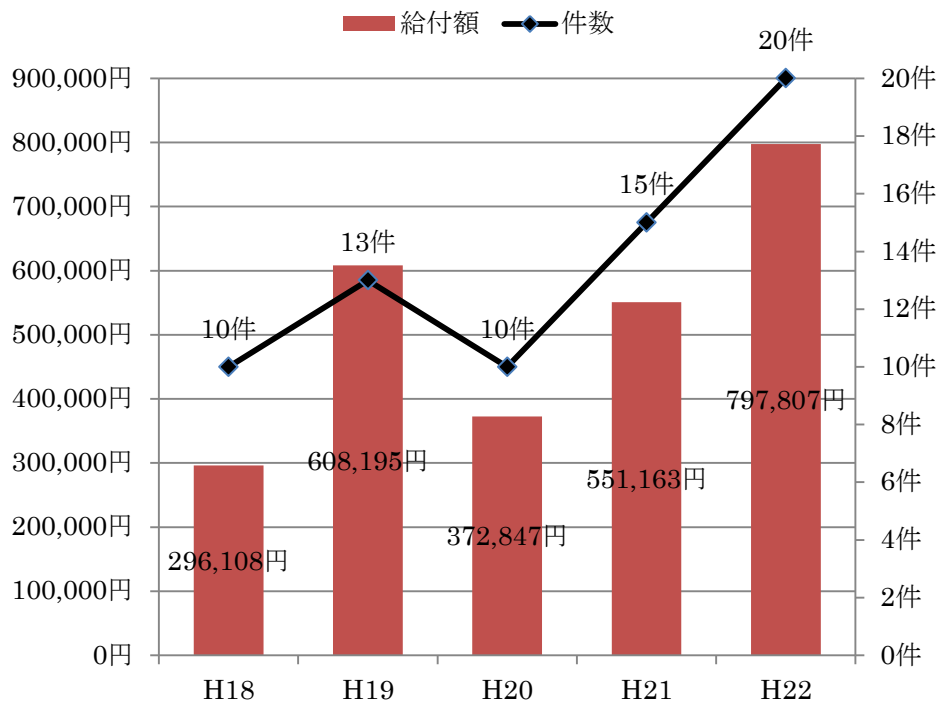
2 身体障がい

身体障害者手帳の所持者数は町の人口減に伴い減少傾向にあります。

なお、毎年15～19名程の新規交付申請がありますので、今後増加していくことも考えられます。特に最近は更生医療や日常生活用具等の申請に関連した手帳申請も多く見られますので、その給付費の増加も考えられます。

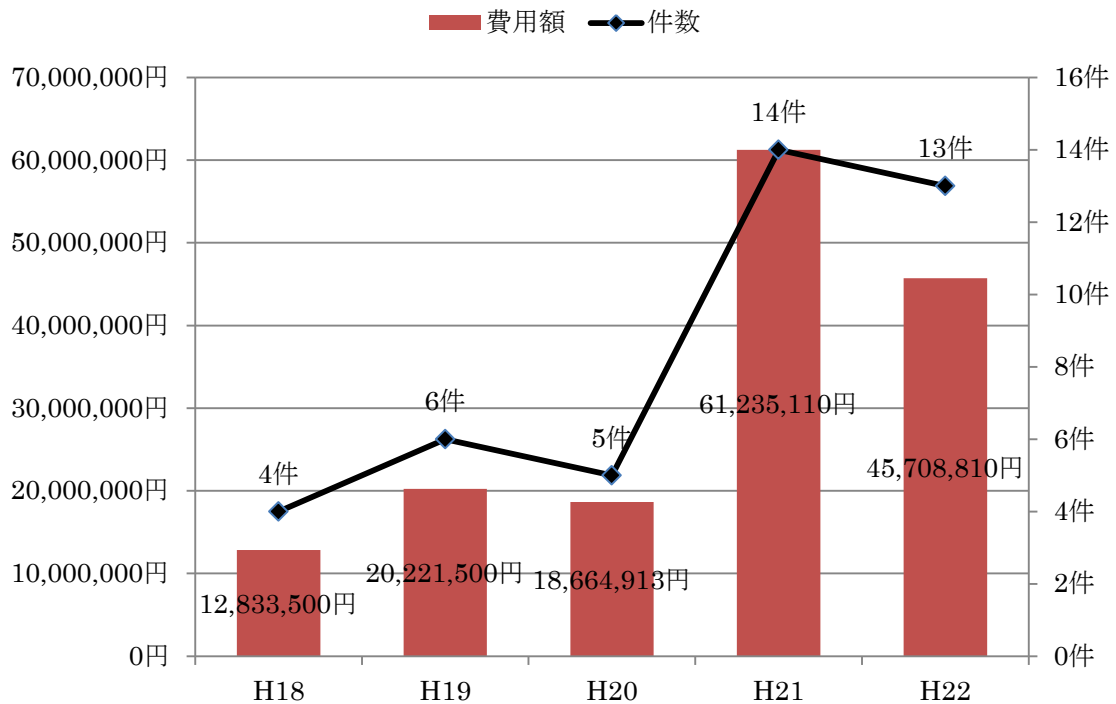


■ 日常生活用具の給付額



※平成 19 年度は視覚障害者用拡大読書器（178,200 円）を給付
 ※平成 22 年度は聴覚障害者用情報受信装置（75,000 円）を給付

■ 更生医療の費用額



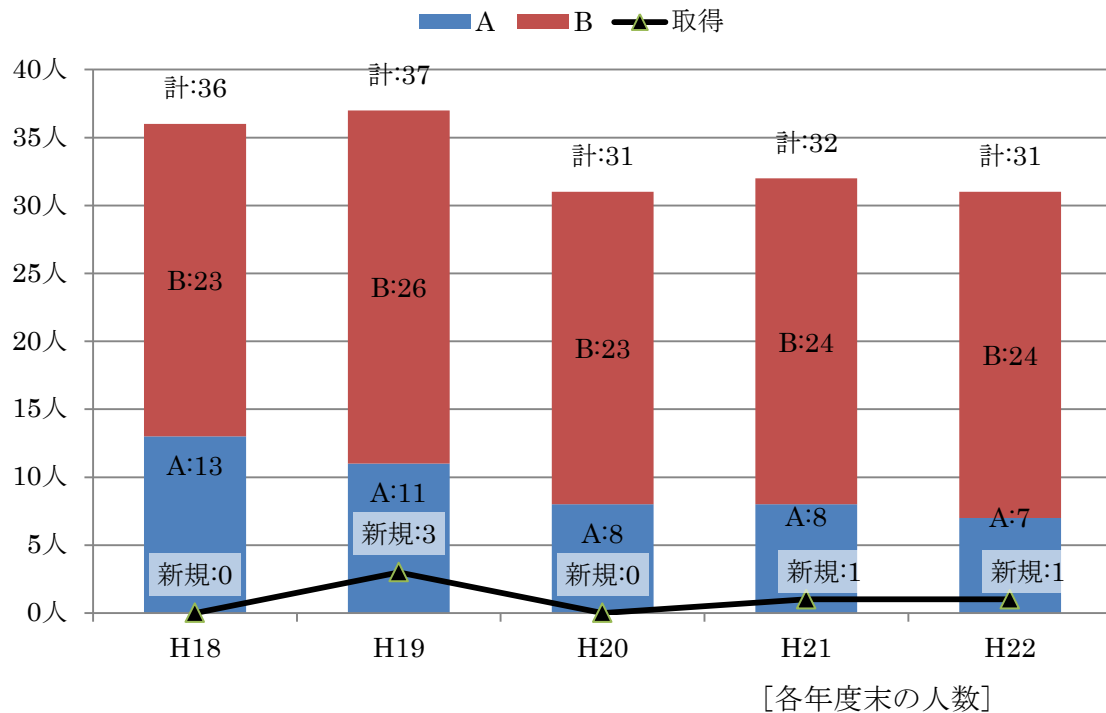
※平成 21 年度から大幅に増加している。

3 知的障がい

療育手帳は新規交付申請の件数が少なく、所持者数は町の人口減に伴い減少傾向にあります。

なお、新規交付申請については、過去の実績から、今後増加する見込みはあまりありません。

障害福祉サービスの利用に伴う申請があれば多少増加することも考えられます。



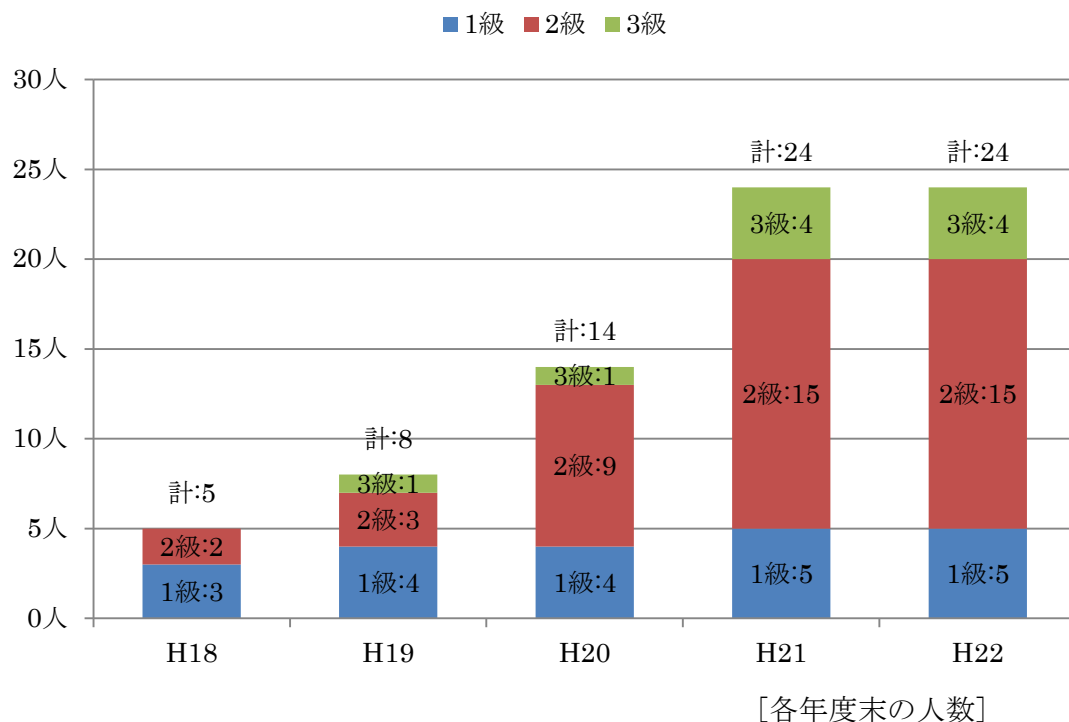
4 発達障がい

平成17年4月から発達障害者支援法が施行され、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいの定義と法的な位置付けが明確に示されました。これにより、発達障がいの早期発見と発達支援に関する国や県、市町村の責務が明らかになり、学校教育における支援や就労支援など生活全般にわたる支援が示されました。今後、教育・医療・各相談窓口等の関係機関と連携を図りながら実態把握に努め、地域での支援体制を強化していきます。

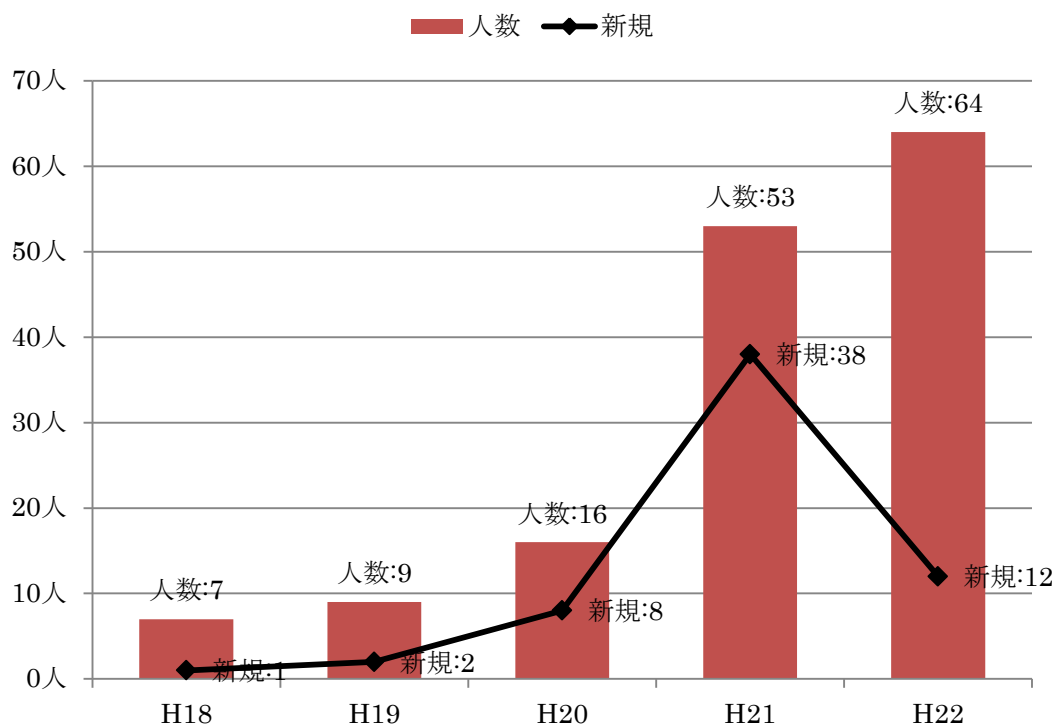
5 精神障がい

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加傾向にあります。

特に、平成21年度から手帳と併せ精神通院医療の申請件数も大幅に増加しており、精神障がい者数（医療費助成を含む）は今後も増加していくと予測されます。



■精神通院医療 申請件数



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

この計画は、誰もが住みなれた地域や環境で共に生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念と、障害者が自分のもつ能力を最大限に発揮し、自立した生活が送れるよう、各種サービスが体系的に提供される社会を目指すという「リハビリテーション」の理念を基本理念とします。

この理念のもとに、「心のバリアフリー」の促進を図り、誰もが互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現を目指すとともに、障害の有無に関わらず、全ての町民が互いに支えあい助けあいながら、住みなれた地域で自立して生活が送れるまちを目指します。

2 基本方針

基本理念の実現を目指すにあたり、基本方針を次のように定めます。

(1) 地域支援体制の推進

障がいについての正しい知識・認識を普及させ、障がい者についての理解をより深めるために、広報・啓発活動や福祉教育等を推進し、障がい者に対して公的支援するだけでなく、地域で支えあい助けあうことができる地域社会を構築していくことを目指します。

また、障がい者が地域において自立した生活を送ることを基本に、障がい者一人ひとりのニーズに対応した情報提供・相談体制を充実します。

(2) 障害福祉サービス等の推進

障がい者が主体的かつ適切にサービスを選択し、利用することができるよう、総合的かつ適切な支援を実施します。障がい者の多様なニーズに応えることができるよう、また施設から在宅の促進や就労支援などの新たな課題にも対応できるよう、地域生活を支える障害福祉サービス等の充実した提供に努めます。

(3) 保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病の予防や障害の早期発見・早期治療を推進するため、保健・医療サービスの適切な提供を図ります。また、障がいの発見から療育に円滑に移行できるよう、保健体制の充実を図りながら、保健・医療・福祉の連携を強化します。

(4) 療育・保育・教育の充実

乳幼児期における障がいの早期発見・早期療育への取り組みを推進していきます。また、特別な支援を必要とする子どもには、関係機関が連携をとり、きめ細やかな指導や支援が行えるよう障がい児保育・特別支援教育の充実と環境の整備を推進します。

(5) 就労・雇用の促進

障がい者の自立や社会参加のための重要な柱である就労を支援するために、障がい者一人ひとりがその能力や特性に応じた就労ができるよう、広く町民及び町内の事業所等に障がい者雇用についての理解の促進を図ります。また、関係機関と連携し、就労支援を推進するとともに、障がい者が働きやすい環境づくりに努めます。

(6) 生活環境の整備

「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」や「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」の法整備など、すべての人が住みやすいまちづくりに向けての施策が進んでいます。そのようななか、平成18年6月には、ハートビル法と交通バリアフリー法が一体となった「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」が公布されました。

本町でも、公共性の高い施設等のバリアフリー化を推進し、障がい者に限らず誰もが日常において快適な生活を送ることができる生活環境の整備に努めます。

(7) 精神保健と心の健康

年々増加する精神障がい者対策として、以下の取り組みを実施します。

① こころの健康知識の普及

睡眠不足からのうつ病の早期発見のため、広報等へ健康知識の普及について掲載を行います。

② 更年期健康相談の実施

女性のがん検診に合わせて健康相談を実施します。

③ 自殺予防の取り組み

9月の自殺予防月間に合わせてチラシ配布等を実施します。睡眠キャンペーンキャラクター「スーミン」を活用した周知等も実施します。

(8) 障がいのある人の人権の保障

障がいの有無にかかわらず国民は権利の主体者であり、障がいのある人やその家族を含めて町民一人一人の人権が保障されねばなりません。

障がいの種類や特性、程度を問わず、障がいのある人が自らその居住する場所や生活のあり方、人生の過ごし方を選択し、決定できるよう社会をつくっていく必要があります。障がいのある人にかかわる様々な支援も、常に障がいのある人のニーズと自己選択・自己決定を尊重して行われることを基本とします。

(9) 県と市町村との連携

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（つなぎ法）等の施行に伴い、市町村が果たす役割は益々重要になってきている中、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を担う市町村と県が緊密に連携していくことが不可欠となります。

同一生活圏域である県西部地区でのサービス提供の地域間連携を進めながら施策を推進していきます。

また他市町村や県と連携し広域的なサービス基盤の整備推進し、地域間で大きな格差が生じないように配慮します。

(10) 自立支援協議会との連携

地域連携の核となる県西部障害者自立支援協議会の運営を円滑に進め、行政、サービス提供事業所及びその他関係機関で情報・課題を共有し、問題解決に取り組みます。

第4章 具体的施策の内容

1 地域支援体制の推進

(1) 啓発・広報活動

障がい者が社会参加をしようとするとき最も大きな問題となるのが、社会の中にある「心のバリア（障壁）」です。ノーマライゼーションや障がい者に対する理解は徐々に広がってきていますが、知的障がい者や精神障がい者に対する偏見は依然少なくない状況にあります。

ノーマライゼーションや障がい者に対する理解をより深め、「心のバリアフリー」の促進を図るため、啓発・広報活動を展開します。そして、障がい者の権利を守りながらすべての人々がお互いを尊重し、共に生きる差別のない社会をつくることで、障がい者の自立と社会参加を促進します。

④ 広報活動の充実

ノーマライゼーションや障がい者に対する町民の理解と認識をより一層深めるため、ホームページや町広報紙に掲載するなど様々な機会を通じて広報活動を推進します。

⑤ 啓発活動の推進

障がい者に関する資料や施策に関するパンフレットを作成し、役場窓口、町公民館等に置くとともに町内の事業所等に配布して、啓発活動を推進します。

また、誰もが共に地域で生活する福祉コミュニティづくりを進めるため、より多くの町民や民生・児童委員、ボランティアなどの参加を得て、福祉講演会等の開催を検討します。

(2) 地域福祉

地域福祉活動の促進にとって、ボランティア活動は欠くことのできないものです。より多くの町民が参加し、多様なボランティア活動が積極的に展開できる体制づくりを推進します。また、障がい者への理解を深め、共に生活する地域社会の構築を図ります。

① ボランティアの育成

地域のボランティア活動により多くの町民が参加できるよう、町社会福祉協議会などと連携・協力して、様々な機会を活用してボランティアの育成に取り組みます。また、多様化・高度化する障がい者のニーズに適切に対応できるよう、保健・教育など関連する分野のボランティアを含め、ボランティアネットワークづくりを推進します。

② 地域におけるネットワークづくり

障がい者が安心して生活していけるように、地域において障がい者を見守り、支援を行うネットワークの構築を図ります。

③ 福祉教育の充実

子どもたちをはじめとする全町民が障がいに関する正しい理解と認識を深めることができるよう、障がいに関する知識の普及に努めるとともに、障がい者等との交流の場の拡大を図ります。

④ 情報提供

ボランティアの活動状況やボランティア養成講座、障がい者等との交流活動等についての情報提供を行います。

(3) 相談支援・情報提供体制

障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、必要に応じて適切な相談をいつでも受けられる体制づくりが必要です。そこで、障がい者一人ひとりのニーズに対応した情報提供・相談体制の充実に努めます。

① 相談窓口の充実

障がい者やその家族などが必要に応じて適切な相談をいつでも受けられるよう、健康福祉課を中心に関係機関との連携をより密にして、障がい者に対する相談体制の充実と周知を図ります。

また、来所相談のほか、電話相談、ファクシミリ、Eメールなど相談者が利用しやすい手段の活用を図ります。

② 相談支援の充実

相談支援事業者と連携して、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介等相談支援の充実に努めます。また、障がい者の生活を守るため、民生・児童委員や身体・知的障がい者相談員、地域住民など身近な地域における相談機能を強化します。

また、知的障がい者や精神障がい者など支援を要する人の権利を守ることができるよう、成年後見制度や県社会福祉協議会が推進する地域福祉権利擁護事業等の普及・啓発を図り、適切な支援を実施します。

③ 情報提供の充実

ホームページや町広報紙などを活用するとともに、電話、ファクシミリ、メールなど障がい者の状況に応じた方法での情報提供を図ります。

(4) 社会参加

障がい者が地域で共に暮らしていくためには、様々な地域活動やスポーツ・レクリエーション活動などに参加できる環境づくりが必要です。

① 地域行事への参加促進

町が主催する文化祭や講演会等で、聴覚障がい者をはじめとする情報障がいのある人のために手話通訳者を派遣するなど、コミュニケーション支援に

努めます。

また、地域における健康教室などへの参加を促進するとともに、地域の文化祭や運動会での障がい者の出展・出場機会を増やすなど、地域社会における障がい者の受け入れ体制の整備を図ります。

② 移動支援の促進

介助者がいないと外出が困難な人のために、移動支援事業の利用を促進し、様々な地域活動などに参加できるように支援します。

③ 交流・ふれあいの促進

障がい者が生きいきとした心豊かな生活を送ることができるようには、身近な地域で多様な交流・ふれあいの機会があり、より多くの人々と交流できるような環境づくりが必要です。障がい者の社会参加と町民の障がい者理解を促進するために、学校や職場、各種の地域行事や文化行事などにおいて交流の場の確保を図ります。

2 障害福祉サービス等の推進

(1) 障害福祉サービスの現状

障がい者が自立して地域で共に生活していくうえで「ハンディキャップ」という溝を埋めるためには、家族の介助や地域による支援とともに、障害福祉サービス等の支援が必要となる場合があります。当事者のみならず、介助者の精神的・肉体的な負担軽減を図るためにも、障害福祉サービス等の利用は効果的です。これまで、本町でも事業者を通じ、様々な障害福祉サービス等の提供を実施してきました。

平成15年度には支援費制度が始まり、サービス提供体制の拡充が図られてきましたが、精神障がい者のサービスが制度の対象となっていないこと、ホームヘルプサービスをはじめ事業整備が不十分であることなど、その立ち遅れが指摘されてきました。制度の意図する障害福祉サービス本来の機能と利用者の実態が乖離している状況にあるとともに、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題への対応が求められています。また、障がい者の地域での生活を支えていくために相談支援体制やコミュニケーション支援体制の整備の必要性が向上してきています。

このような状況を背景に、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、サービス体系の抜本的な見直しが行われました。

また、障害者自立支援法の改正により、平成24年度から障害福祉サービス支給決定のプロセスが見直され、障がい者（児）のサービス利用に向け、サービス利用計画を作成することになります。

■自立支援給付

日常生活に必要な介護等を受けられる「介護給付」、自立生活に必要な訓練等を行う「訓練等給付」があり、在宅で訪問等を受けたりする「訪問系」サービス、施設等に通所して利用する「日中活動系」サービス、施設等に入所する住まいの場としての「居住系」サービスなどに分類されます。このほか、自立支援医療費及び補装具費の支給も自立支援給付として位置付けられています。

介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	共同生活介護	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

■地域生活支援事業

地域生活支援事業は平成18年10月から開始され、地域の実情に応じて市町村や都道府県が実施する事業です。日野町では次の事業に取り組んでいます。

事業名等	サービス内容
相談支援事業	障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。町の窓口のほか、町が委託している相談支援事業者でも相談に応じます。
コミュニケーション支援事業	聴覚障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対し、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に日常生活を便利にする用具の給付または貸与を行い、日常生活の便宜を図るとともに、その福祉増進を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出時の移動のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進を支援します。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び一時的な休息を目的として実施します。

■障害福祉サービス等の実績 【※各年度末の実績値】

○訪問系

居宅介護の利用実績が年々増加傾向にあります。今後もサービス受給者の高齢化に伴いホームヘルプの利用数も少しずつ伸びていくことが予測されます。

サービス区分	項目	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度
居宅介護	月間総利用時間数	時間	5 6	6 2	6 6
重度訪問介護	月間総利用時間数	時間	0	0	0
行動援護	月間総利用時間数	時間	0	0	0
重度障害者等 包括支援	月間総利用時間数	時間	0	0	0

○日中活動系

新体系移行に伴い、旧法入所施設支援から生活介護＋施設入所支援へ、旧法通所施設支援から就労継続支援（Ｂ型）へサービス変更がありました。

よって、平成22年度に利用実績が大きく増加しています。

サービス区分	項目	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度
生活介護	月間総サービス利用数	人日	6 9	6 9	2 2 9
自立訓練 (機能訓練)	月間総サービス利用数	人日	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	月間総サービス利用数	人日	0	0	0
就労移行支援	月間総サービス利用数	人日	0	0	0
就労継続支援 (Ａ型)	月間総サービス利用数	人日	0	0	0
就労継続支援 (Ｂ型)	月間総サービス利用数	人日	2 3	2 3	4 5
療養介護	月間実利用者数	人	0	0	1
児童デイサービス	月間総サービス利用数	人日	0	0	0
短期入所	月間総サービス利用数	人日	1 3	1 3	1 5

○居住系

新体系移行に伴い、旧法入所施設支援から生活介護＋施設入所支援へ変更があり、利用者数が増加しました。

サービス区分	項目	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度
グループホーム	月間実利用者数	人	0	2	2
ケアホーム	月間実利用者数	人	3	3	3
施設入所支援	月間実利用者数	人	3	3	9

○その他

新体系移行に伴い、旧法サービス支援の利用実績は減少しております。

サービス区分	項目	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度
相談支援	月間実利用者数	人	0	0	0
手話通訳・要約筆記	月間実利用者数	人	3	3	3
移動支援	月間実利用者数	人	3	3	9
日中一時支援事業	月間実利用者数	人	1	1	1
日中活動系（旧入所サービス分）	月間総サービス利用数	人日	0	0	0
日中活動系（旧通所サービス分）	月間総サービス利用数	人日	2 9 9	2 4 5	2 4 7
居住系（旧入所サービス分）	月間総サービス利用数	人日	4 2 4	4 5 8	2 4 8

○日常生活用具給付等事業

身体障害者手帳新規取得に伴い、日常生活用具の給付の申請も年々増加しております。特にストマ用具（蓄便袋・蓄尿袋）の申請件数が増加していく見込みです。

（単位：円）

種 目	H20 年度	H21 年度	H22 年度
聴覚障害者用情報受信装置 （アイドラゴン3）	—	—	1
電気式たん吸引機	—	2	1
視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生機）	—	—	1
盲人用体温計音声式	—	—	1
蓄便袋	5	9	9
蓄尿袋	2	2	4
紙おむつ	3	2	2

○補装具の交付・修理

申請件数の増減はあまりありません。近年は新規の対象者の給付はなく、既に給付決定した装具の修理と耐用年数の経過による買い替えによる給付のみとなっております。

(単位：件)

種 目		H20 年度	H21 年度	H22 年度
義 足	交付	3	—	—
	修理	—	—	2
車いす	交付	—	—	1
	修理	—	2	—
電動車いす	交付	—	—	—
	修理	—	3	—
補聴器	交付	3	—	1
	修理	—	2	1
歩行補助杖	交付	—	—	1
	修理	—	—	—
下肢装具	交付	—	—	1
	修理	—	—	—
靴型装具	交付	—	—	2
	修理	—	—	—

(2) 第3期計画における数値目標の設定

① 施設入所者の地域生活への移行

平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

【数値目標】

項 目	数 値	考え方
平成17年10月1日 時点の入所者数(A)	16人	平成17年10月1日の施設入所者数
平成26年度末の 入所者数(B)	14人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込(A-B)	2人 (12.5%)	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	5人 (31.2%)	施設入所からGH・CH等へ移行した者の数

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成26年度における平均退院率を、平成20年6月30日調査より10%増加させ、76%に設定します【県指針】。日野町は当該対象者が存在しないため、平成26年度末削減目標数1名と設定します。

国の指針による「平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数」を示す数値を有していないため、「65歳以上かつ統合失調症の在院患者」の削減を行います【県指針】。日野町は当該対象者が存在しないため、平成26年度末削減目標数1名と設定します。

【数値目標】

項 目	H20年度	H26年度	考え方
1年未満入院 の退院者数	0人	1人	6月30日を基準とした退院者数
65歳以上統合失調症 の在院患者削減数	0人	1人	6月30日を基準とした削減者数

③ 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。県の指針において、当該年度に一般企業に就職した者及び就労継続支援（A型）事業の利用を開始した者（雇用契約を締結した者）を、平成17年度実績の5.3倍に設定しています。日野町は平成17年度実績がなかったため、平成26年度目標数として1名設定します。

④ 就労移行支援事業の利用者数

国の指針においては、平成26年度末における福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援を利用することを設定していますが、県内の就労移行支援サービスを提供できる事業所数が少なく、目標値2割以上の利用者の受け皿がない状況にあります。そのため、鳥取県としては、国の指針を取り入れず各市町村の実情に合わせた目標値を定めることとします。

⑤ 就労継続支援（A型）事業の利用者数

国の指針においては、平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを設定していますが、「④就労移行支援事業」同様に、県内のサービスを提供事業所数が少なく、国の目標値設定するのが困難な状況にあります。そのため、鳥取県としては、国の指針を取り入れず各市町村の実情に合わせた目標値を定めることとします。

(3) 訪問系サービス

利用者の高齢化等に伴い、居宅介護の利用は増加する見込です。

平成23年10月から始まった同行援護について該当者1名を見込んでいます。

【同行援護】視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

【見込量】

サービス区分	項目	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
居宅介護	利用者数	人	7	8	9
	月間総利用時間数	時間	9 6	1 0 9	1 2 3
重度訪問介護	利用者数	人	0	0	0
	月間総利用時間数	時間	0	0	0
同行援護	利用者数	人	1	1	1
	月間総利用時間数	時間	7	7	7
行動援護	利用者数	人	0	0	0
	月間総利用時間数	時間	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用者数	人	0	0	0
	月間総利用時間数	時間	0	0	0

(4) 日中活動系サービス

平成22年度から就労継続支援（B型）事業の利用者が伸びております。

今後も障がい者の閉じこもり予防も含め地域の作業所等への通所の呼びかけを行い、就労支援事業を増加見込みとします。

【見込量】

サービス区分	項目	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
生活介護	利用者数	人	17	18	19
	月間総サービス利用数	人日	374	396	418
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	人	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	人	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0
就労移行支援	利用者数	人	1	1	1
	月間総サービス利用数	人日	16	16	16
就労継続支援 （A型）	利用者数	人	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0
就労継続支援 （B型）	利用者数	人	20	23	26
	月間総サービス利用数	人日	440	506	572
療養介護	月間実利用者数	人	1	1	1
短期入所	利用者数	人	2	3	4
	月間総利用時間数	時間	40	60	80

(5) 居住系サービス

施設入所支援については、障害者のニーズを踏まえ、真に必要な方に限定することとし、施設入所から地域生活への移行を進めます。現在の入所施設の入所者数を削減していくため、地域におけるグループホーム・ケアホームなど地域で生活する上で必要な住まいの場の充実を図ります。

【見込量】

サービス区分	項目	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
グループホーム	月間実利用者数	人	3	4	5
ケアホーム	月間実利用者数	人	4	5	6
施設入所支援	月間実利用者数	人	1 6	1 5	1 4

(6) その他

利用者のニーズ把握に努めるとともに、専門性の高いサービスの提供を行えるよう、相談支援等を効果的・効率的に利用し実施していきます。

聴覚障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対し、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

屋外での移動が困難な障がい者について、外出時の移動のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進を支援します。

【見込量】

サービス区分	項目	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
相談支援	月間実利用者数	人	2	2	3
手話通訳・要約筆記	月間実利用者数	人	1 2	1 3	1 4
日常生活用具給付等事業	年間総利用件数	件	2 2	2 5	2 8
移動支援	月間総利用時間数	時間	2 0	2 3	2 6
日中一時支援事業	月間実利用者数	人	1	1	2

(7) 相談支援

【計画相談支援】

障がい者の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより細かく支援するため、サービス利用決定時に利用計画を作成します。平成24年度の法改正により施行されるので、対象拡大に当たっての提供体制整備のため、施行後3年間で段階的に対象者を拡大していきます。

現在、日野町では障害福祉サービス利用者が36名いるため3年間を通し、月2名程度の利用を見込んでいます。

【地域移行支援】

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

なお、現在のところ日野町には該当者がいないため利用見込1名とします。

【地域定着支援】

居宅において単身で生活する障がい者に対し、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談等を行います。

日野町は相談件数が少なく、今まで緊急性の要した相談もなかったため、利用見込み1名とします。

【見込量】

サービス区分	項目	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
計画相談支援	月間実利用者数	人	2	2	2
地域移行支援	月間実利用者数	人	0	0	1
地域定着支援	月間実利用者数	人	0	0	1

(8) 見込量確保のための方策

障害福祉サービスや相談支援の事業を行う者を確保するため、これらの事業所を行う意向を有する事業所の把握に努めるとともに、広く情報提供を行う等により、多様な事業所の参入を促進します。

第5章 計画の推進体制

1 町民参画の推進

障がい者が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、障がいや障がい者に対する町民全体の正しい理解と温かい協力の輪が求められます。障がい者との交流機会やボランティア活動などの充実により、すべての町民がそれぞれの地域や分野、場面において、お互いに支えあい助けあうことができるよう、町民参画による支援体制の整備に努めます。

2 人材の確保

障がい者一人ひとりの異なるニーズに的確に対応できるよう、福祉・保健・医療・教育・生活環境などの各分野における専門的な知識・技術をもった人材の育成・確保を図るとともに、町民のボランティア活動等への参加促進を図ります。

3 関係機関における連携

障がい者施策は、福祉・保健・医療・教育・労働・生活環境などあらゆる分野が関連しています。そのため、各施策を円滑に推進するために、庁内各課はもとより、幅広い分野における関係部局との連携を強化し、一人ひとりの障がい者の特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

第6章 資料編

1 協議体制

■ 日野町障害福祉計画策定委員

	役職		氏名
1	町社会福祉協議会	会長	青砥 昭雄
2	町民生児童委員協議会	会長	森田 勝彦
3	町老人クラブ連合会	会長	生田 秀正
4	町身体障害者福祉協会	会長	三好 康之
5	セルプひの	所長	田子 功司
6	日野病院	院長	櫃田 豊
7	介護老人保健施設おしどり荘	施設長	原田 和美
8	有識者		田口 郁江
9	相談支援事業所エポック翼 (鳥取県西部自立支援協議会)		田崎 昌宏

[任 期] 平成23年12月1日から平成24年3月31日

[事務局] 健康福祉課 課長 稲田正純
主事 伊田達彦

2 用語説明

用 語	説 明
リハビリテーション	疾病や障害によって失った生活機能の回復を図るための専門的技術及び体系のこと。医学的分野のほか、心理的、職業的、社会的分野に至るまで幅広い内容となっている。自らの能力を最大限に発揮し、社会的自立と普通の町民生活の享受ができることを最終的な目標とする。
ノーマライゼーション	障がい者も同じ社会の一員として、社会的不利を負わないとともに、ごく当たり前の生活をしていく権利を享受できるようにするという。日常生活において社会的不利を負っている人の欲求が社会的不利を負っていない人と同じように満たされ、地域を基盤として共に生活していけるような人間らしい社会を築いていくことを目指す。
障害者基本計画	リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもと、障がいの有無に関わらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指し、生活支援、保健・医療など8の分野について施策の基本的方向を定めている。
自閉症	社会性の障害、言語・コミュニケーションの障がい、行動の障がい（こだわり、同一性保持）があり、知的障がいを伴うことが多い。一方、知的障がいを伴わない場合もあり、「高機能自閉症」という。そのなかでも言語・コミュニケーションの遅れがないものをアスペルガー症候群という。
発達障害者支援法	自閉症やアスペルガー症候群、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）といった発達障がいのある子どもを早期発見し、適切な教育や医療につなげる体制を整備するための法律。平成17年4月1日施行。発達障がいの早期発見と発達支援に関する国や県、市町村の責務、学校教育における支援や就労支援など生活全般にわたる支援等が規定されている。
障害者自立支援法	3障害の制度の一元化と市町村を基本とする仕組みへの統一、地域生活移行や就労支援等の強化を基本理念とする法律。平成18年4月1日一部施行、平成18年10月1日本施行。障がい者がその適正を活かして能力を発揮し、住み慣れた地域で必要な支援を受けながら自分ら

	しく生活を送ることができる地域社会の実現を目指す。
障害者基本法	身体障がい、知的障がい、精神障がいを対象として、施策の基本理念や生活全般に関わる施策の基本となる事項を定めた法律。障がいのある人の「完全参加と平等」を目的とする。
学習障害（LD）	Learning Disorder の略。全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するなどの特定の能力に著しい困難を示す状態をいう。
注意欠陥多動性障害（ADHD）	Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略。単調な作業が長時間できない、忘れっぽい、些細なミスをする、考えずに行動する、落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状が見られる。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するということ。もとは住宅建築用語で、段差など物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広い障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障がいの除去という意味で用いられる。
特別支援教育	学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）高機能自閉症を含めた障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、もっている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が十分でない人を保護するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに本人に代わってこれらの行為を行うなどの後見的役割を務める青年後見人等を家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補うもの。
地域福祉権利擁護事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどのために日常生活を営むのに支障や不安のある人に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を行い、地域での自立生活を援助する事業。県社会福祉協議会が推進。

平成24年3月

編集・発行 日 野 町（健康福祉課）

〒689-4503

鳥取県日野郡日野町根雨101番地

【電 話】 0859-72-0334（直通）

【FAX】 0859-72-1484